



# 宮 崎 県 公 報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第42号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 告 示

○財務規則に基づくかいの指定の一部改正……………(財政課) 1

### 訓 令 甲

○宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓

令……………(総務課) 1  
○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 1  
○宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令……………(技術検査課) 1

### 人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………1  
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一  
部を改正する規則……………2

## 告 示

### 宮崎県告示第百四十三号

財務規則に基づくかいの指定(昭和三十九年宮崎県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

第四十六号及び第四十七号を次のように改める。

四十六 特別支援学校

四十七 削除

第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

## 訓 令 甲

宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 訓令第十二号

本 庁  
各出先機関

### 宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令

宮崎県東京職員寮利用規程(昭和四十七年訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「出納長」を削り、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「企業局長」の下に「病院局長」を加え、同条第二号中「監査委員事務局」を「監査事務局」に、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「及び企業局の職員」を「企業局の職員及び病院局の職員」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定(「出納長」を削る部分に限る。)は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 訓令第十三号

本 庁  
各出先機関  
労働委員会事務局

### 宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程(昭和四十四年訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「係」を「担当」に改める。

第十九条第一項中「出納事務局長」を「会計管理者」に、「本条」を「この条」に改める。

第二十一条第四項中「若しくは係長」を「主幹若しくは副主幹」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

本 庁  
各出先機関

### 訓令第十四号

### 宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令

宮崎県工事検査規程(昭和五十五年訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「技術史員」を「職員」に改める。

第十二条第一項中「土木部」を「県土整備部」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

### 宮崎県人事委員会規則第十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則 (昭和四十五年宮崎県人事委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「係長以上の職」を「副主幹以上の職 (公安職給料表の適用を受ける職員の職にあつては警部補以上の職)」に改める。

別表第二 職員採用試験 (高等学校卒業程度) の項中「応用力学」を「構造力学」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十六号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成十四年宮崎県人事委員会規則第十一号) の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第一号に該当する団体の項中

「財団法人宮崎県立芸術劇場  
財団法人宮崎県人権啓発協会  
財団法人宮崎県環境科学協会」を

「財団法人宮崎県立芸術劇場  
財団法人宮崎県環境科学協会」に、

「財団法人宮崎県機械技術振興協会  
財団法人宮崎県公園協会  
財団法人みやざき観光コンベンション協会  
社団法人宮崎県農業開発公社  
財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会  
社団法人宮崎県畜産協会」を

「財団法人宮崎県機械技術振興協会  
財団法人みやざき観光コンベンション協会  
社団法人宮崎県農業振興公社  
社団法人宮崎県畜産協会」に改め、同表条

例第二条第一項第三号に該当する団体の項中

「財団法人宮崎県市町村振興協会」を

「財団法人宮崎県市町村振興協会  
財団法人自治体国際化協会」に、

「社団法人宮崎県養鶏協会  
社団法人宮崎県かん水漁業協会  
社団法人宮崎県シラスウナギ協議会」を

「社団法人宮崎県養鶏協会  
社団法人宮崎県シラスウナギ協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。